

## 第4章 令和2年表作成要領

### 1 作成の目的

現状における島根県経済の構造を明らかにし、行政諸施策の立案、本県経済の分析等に用いる基礎資料とするため、令和2年に県内で生産された財・サービスの産業間の取引関係や、各産業の生産と最終需要の関係などを取りまとめた産業連関表を作成する。

### 2 取引基本表の基本的考え方

#### (1) 対象期間

令和2年(2020年)1月~12月(暦年)とする。

#### (2) 対象範囲

島根県内における全ての財・サービスの生産活動及び取引を対象とする。

#### (3) 部門分類

部門分類は全国表との比較を考慮し、国の部門分類に準じ次のとおりとする。

内生部門の分類

公表部門は統合中分類以下とする。

〔基本分類〕 391(列) × 445(行)

〔統合小分類〕 188(列) × 188(行)

-----  
公表〔統合中分類〕 98(列) × 98(行)

〔統合大分類〕 39(列) × 39(行) (農業、林業、漁業を特掲)

〔産業大分類〕 13(列) × 13(行)

部門分類は原則として財・サービスを生産する「アクティビティベース」によって行う。「経済センサス - 活動調査」等では、同一事業所内で二つ以上の活動が行われている場合には、その主たる活動によって格付けされるが(事業所ベース)、産業連関表の部門分類では、それぞれの生産活動ごとに分けて分類する(アクティビティベース)。

アクティビティ別に詳細に作成された細目(約3,700)で生産額を推計し、前述の分類に順次統合する。なお、統合中分類における部門数は、秘匿の関係などから、国の部門分類数よりも少なくなっている。

外生部門の分類

原則として、県民経済計算と整合性のとれた分類とした。ただし、投入係数の安定などの観点から、最終需要部門及び粗付加価値部門に「家計外消費支出」を設けている。

#### (4) 表の形式

地域内競争移輸入表とする。

「地域内表」と「地域間表」

地域内表とは、一つの地域内の経済活動を対象として作成した表であり、地域間表とは同時に二つ以上の地域を対象として、それぞれの地域の産業構造と地域間相互の取引関係を表にしたものである。

本県では、作成の目的が島根県内の産業間取引の把握にあること及び資料上の制約などの理由から地域内表とする。

「競争移輸入型」と「非競争移輸入型」

競争移輸入型とは、中間需要部門や最終需要部門の各計数について移輸入品と県内産品を区別せずに合計して計上し、移輸入欄で一括して控除する方式である。この方式は、移輸入品の消費率に需要部門間の差がないという仮定をおいて分析することになるが、投入係数が安定的に捉えられるため経済の予測・計画に適している。

これに対し、非競争移輸入型とは県内産品と移輸入品を区別して記録する方式である。この方式は、現実の移輸入の消費構造が明らかにされているため経済構造の現状分析には適しているが、投入係数が安定的に捉えられない。

本県では資料的制約もあり、経済の予測・計画に適している競争移輸入型とする。

#### (5) 価格評価

実際価格による生産者価格評価とする。

「実際価格」と「統一価格」

実際価格とは個々の取引を、各取引の実際の価格で評価する方法である。これに対し、同一の財については実際の取引価格の如何を問わず均一の価格で評価する方法を統一価格という。実体経済の中では、たとえ同一の財・同一量の生産物であったとしても、同一価格で取引されるとは限らない。これは、地理的または時期的な要因及び需給状況や取引形態の相違に基づくものである。

本県では、経済取引の実態を表すことを考慮し、実際価格とする。

「生産者価格評価」と「購入者価格評価」

生産者価格と購入者価格の違いは、個々の取引に流通経費（商業マージン、県内貨物運賃）を含むか含まないかである。生産者価格評価では、個々の取引を流通経費を含まない生産者の出荷価格で記録し、流通経費は購入側の部門（列）と商業（行）及び運輸（行）の交点に一括計上する。これに対して購入者価格評価では、流通経費を個々の取引に含めて計上する。

生産者価格評価表は、投入係数が安定的であることから産業連関分析に適しており、購入者価格評価表は、現実の取引認識に近い価格であるため、各列部門の生産原価の構成を読み取ることが容易である。

本県では、生産者価格評価とする。

#### (6) 輸出品及び輸入品の価格評価

普通貿易の輸出品は、生産者価格評価表の場合は、国内向けの財と同様に工場渡しの生産者価格で評価し、購入者価格評価表の場合は、本船渡し FOB (Free on Board) 価格（商業マージン及び県内貨物運賃込みの価格）で評価する。

推計資料として用いられる貿易統計（財務省）は、普通貿易の輸出品が本船渡しの FOB 価格で表示されているため、購入者価格評価表の場合にはそのまま利用することができるが、生産者価格評価表の場合には、FOB 価格から、別途、工場から本船までの間に要した商業マージン及び県内貨物運賃を差し引いた価格によって評価する。

普通貿易の輸入品は、国際貨物運賃及び保険料が含まれた CIF (Cost Insurance and Freight) 価格によって評価する。

なお、取引基本表の各セルの輸入品の取引額は、CIF 価格に「（控除）関税」及び「（控除）輸入品商品税」を加えたものが計上されている。

#### (7) 消費税の取扱い

実際の取引額に基づき、そのまま税額を含めた表示（「グロス表記」）とする。

なお、消費税の納税額は、粗付加価値部門の間接税に含める。

#### (8) 屑・副産物の取扱い

原則として「マイナス投入方式」によって処理する。

#### (9) 特殊な取扱い

商業部門及び運輸部門の取扱い

取引基本表は取引実態を記録するものであるが、現実の取引活動では、通常、商業及び運輸部門を経由して行われるものが大部分である。もし、これを取引の流れに従って忠実に記録しようとするれば、部門間の取引関係は非常に分かり難いものとなる。

よって、産業連関表では、商業及び運輸部門を経由することなく部門間の直接取引が行われ

たように記録し、商業マージン及び貨物運賃を購入者側の部門(列)と商業(行)及び運輸(行)の交点にそれぞれ一括計上する。

#### コスト商業及びコスト運賃

商業及び運輸部門には前述のような通常の流通経費とは別に、直接的な費用として処理される特別な商業活動及び運輸活動がある。これらを「コスト商業」及び「コスト運賃」とよび、各列部門の生産活動に要したコストとして、それぞれ行部門の「商業」及び「運輸」との交点に計上する。

#### 帰属計算

次のものについて帰属計算を行う。

- ・金融の帰属利子
- ・生命保険及び損害保険の帰属保険サービス
- ・社会資本に係る資本減耗引当
- ・持家住宅及び給与住宅に係る住宅賃貸料

帰属計算とは、見かけ上の取引活動は行われていないが、実質的な効用が発生し、その効用を受けているものが現に存在している場合について、その効用を市場価格で評価し、その効用を発生させている部門の生産額として計算することをいう。産出先は、その効用を受けている部門である。

#### 仮設部門の設定

次の仮設部門を設定する。

- ・事務用品
- ・鉄屑、非鉄金属屑及び古紙
- ・自家輸送(旅客及び貨物自動車)

産業連関表の部門は、アクティビティに基づき設定されるが、その中には独立した一つの産業部門とは考えられないものがいくつか含まれる。これらは取引基本表を作成する上での便宜や利用目的を考慮して設けられたものであり、「仮設部門」として表章される。仮設部門には分類コードの末尾に「P」を付す。

なお、仮設部門には付加価値は計上しない。

#### 「分類不明」部門

他のいずれにも属さない財・サービスの生産活動を範囲とするが、行及び列部門の推計上の誤差の集積部門としての役割もある。このため、分類不明にはマイナスの計数が計上されることもある。

#### (10) 付帯表の作成

「雇用表」を作成する。

#### (11) 過去表との比較

5年ごとに作成されている各年次の産業連関表は、その基本フレームに大きな変更がなくても、作成の都度、部門の設定、各部門の概念・定義及び範囲等の変更が行われており、そのままでは従来の表との比較が困難である。本来であれば、各年次の産業連関表を時系列比較し、その間の経済構造等の変化を分析するためには、それぞれの産業連関表の部門の概念・定義等を統一した上で、改めて計数を推計し直した「接続産業連関表」が必要となるが、現在のところ本県では作成していない。

### 3 平成 27 年表からの主な変更点

平成 27 年表からの変更内容は国に準じており、主な変更点は次のとおりである。

詳細については、「令和 2 年（2020 年）産業連関表作成基本要綱」（産業連関部局長会議）を参照のこと。

#### （1）部門分類

統合中分類「獣医業」

前回表では、「農林漁業」中の統合小分類「農業サービス業」に含めていたが、「サービス」中の統合中分類「獣医業」へ移動（新設）した。

基本分類「砕石」

前回表では、「鉱業」中の統合小分類「砂利・砕石」に含めていたが、「製造業」中の統合小分類「その他の窯業・土石製品」へ移動した。

### 4 推計方法

#### （1）生産額の推計

県内生産額とは、県内で行われた生産活動により、作成対象期間中に生産された生産物の価格の総計で、産業連関表のヨコとタテの最後に位置し、行及び列の両面をコントロールする極めて重要な数値である。このことから、生産額のことを特にコントロール・トータルズ（Control Totals）、略してCTともいう。

推計にあたっては、全国表の 10 桁分類ごとに推計するように努め、「令和 2 年（2020 年）産業連関表 - 総合解説書 - 」

（総務省）、「令和 2 年（2020 年）産業連関表作成基本要綱」（産業連関部局長会議）等を参考とする。

#### 農業

##### 【定義と範囲】

米、麦、野菜等の耕種農業、畜産及び農業サービスの生産活動である。生産額には、前述の生産活動による財・サービスのほか、きゅう肥等の副産物、動植物の育成成長分及び農家の自家消費分も含まれる。

##### 【推計方法】

「生産農業所得統計」、「農林業センサス」、関係機関資料等により推計する。

#### 林業

##### 【定義と範囲】

育林、素材、特用林産物の生産活動である。生産額には、収穫物のほか立木の保護育成が含まれる。

##### 【推計方法】

「林業産出額」、「生産農業所得統計」等を用いて推計する。

#### 漁業

##### 【定義と範囲】

海面漁業、海面養殖業、内水面漁業・養殖業の生産活動である。

##### 【推計方法】

「生産農業所得統計」、「漁業・養殖業生産統計」、「漁業センサス」、関係機関照会資料等により属人主義で推計する。

## 鉱業

### 【定義と範囲】

金属鉱物、石炭・原油・天然ガス、砂利・採石、非金属鉱物の生産活動である。

### 【推計方法】

「経済センサス - 活動調査組替集計」、関係機関資料等により推計する。

## 製造業

### 【定義と範囲】

日本産業分類における大分類「E 製造業」を主体とする。

### 【推計方法】

「経済センサス - 活動調査組替集計」「生産動態統計調査」等により推計する。

## 建設

### 【定義と範囲】

国、地方公共団体及び民間が県内で行った建築工事、建設補修、公共事業及びその他の土木建設の生産活動である。なお、これら建設工事に係る用地費及び移転補償費は生産額に含めない。

### 【推計方法】

「建築統計年報」、「建設工事施工統計調査」、「建設総合統計」、「建設工事受注動態統計調査」、「道路統計年報」等により推計する。

## 電気・ガス・水道

### 【定義と範囲】

電気、都市ガス、熱供給業、水道の生産活動である。

電気は、販売用の発電・送配電と自家発電からなり、水道は、上水道・簡易水道、下水道、工業用水からなる。

### 【推計方法】

「有価証券報告書（中国電力）」、「電力統計情報（電気事業連合会）」、「ガス事業生産動態統計調査」、「島根県企業局決算概要」、「島根県市町村財政概況」等により推計する。

## 商業

### 【定義と範囲】

卸売、小売の生産活動である。商品の流通に伴い付加された商業マージンを生産額とする。

### 【推計方法】

「経済センサス - 活動調査組替集計」等により推計する。

## 金融・保険

### 【定義と範囲】

金融と保険の生産活動である。

### 【推計方法】

県民経済計算推計値を修正して推計する。

## 不動産

### 【定義と範囲】

不動産仲介及び賃貸、住宅賃貸料の生産活動である。住宅賃貸料の生産額は、家賃収入と帰属家賃に分けられる。帰属家賃とは、持家住宅及び給与住宅を市中家賃の賃貸料で評価したものである。

### 【推計方法】

不動産仲介については、「経済センサス - 活動調査組替集計」により推計する。不動産賃貸、住宅賃貸料については、県民経済計算推計値を修正して推計する。

## 運輸・郵便

### 【定義と範囲】

鉄道輸送、道路輸送、水運、航空輸送、貨物利用運送、倉庫、運輸附带サービス及び郵便・信書便からなる。

### 【推計方法】

県民経済計算の推計値を修正して推計する。

また、「経済センサス - 活動調査組替集計」、「同 - 基礎調査」、「貨物・旅客地域流動調査」、「鉄道輸送統計年報」、「港湾統計年報」、「航空輸送統計年報」等により全国CTを按分して推計する。

## 情報通信

### 【定義と範囲】

通信、放送、情報サービス、インターネット附随サービス、映像・文字情報制作の生産活動である。

### 【推計方法】

県民経済計算の推計値を修正して推計する。また、「経済センサス - 活動調査組替集計」、業務資料等により全国CTを按分して推計する。

## 公務

### 【定義と範囲】

中央政府、地方政府等の政府関係機関の生産活動を、一般に非市場生産者（一般政府）として分類しているが、そのうち、教育、研究等「準公務」に格付けされる部門を除いたものである。

### 【推計方法】

県民経済計算推計資料等を用いて推計する。

## サービス

### 【定義と範囲】

廃棄物処理、教育・研究、医療・福祉、他に分類されない会員制団体、対事業所サービス、対個人サービスの生産活動である。

### 【推計方法】

県民経済計算推計値を修正して推計するほか、「経済センサス - 活動調査組替集計」、「同 - 基礎調査」、「就業構造基本調査」等により全国CTを按分して推計する。

## 事務用品

### 【定義と範囲】

事務用品は該当品目が多いため、生産活動ごとに構成が大きく変化する。そのため、当部門を仮設部門として一括計上している。部門の範囲は、文具、紙製品、事務用具、写真用品が含まれ、電子式卓上計算機、印刷用紙及び鋏は事務用品に含む。

### 【推計方法】

県CTに全国表の投入係数を乗じて求めた各産業の投入額の合計値を生産額とする。

## 分類不明

### 【定義と範囲】

他のいずれの部門にも属さない財・サービスの生産活動である。また、他の行及び列部門の推計上の誤差の集積としての役割もある。

(2) 投入額の推計


基本分類（391列）で推計する。  
全国表列部門別の県CTに、全国表の投入係数を乗じる。

(3) 粗付加価値部門の推計


基本分類（391列）で推計する。

家計外消費支出（行）

【定義と範囲】

家計外消費支出は、いわゆる「企業消費」に該当し、交際費や接待費など企業その他の機関が支払う家計消費支出に類似する支出であり、宿泊・日当、交際費及び福利厚生費を範囲とする。粗付加価値部門では、産業ごとにその投入額が計上される。

【推計方法】

各列部門産業ごとの県内生産額に全国表の係数を乗じて算出する。

雇用者所得

【定義と範囲】

県内の民間、政府等において雇用されている者に対して、労働の報酬として支払われる現金、現物など一切の所得である。雇用者所得も県内概念として把握されるため、居住者、非居住者を問わず、県内で発生した雇用者所得の所得をもって雇用者所得としている。

雇用者所得は、従業者のうち有給役員、常用労働者、臨時・日雇労働者に対する所得を範囲とし、自営業主の所得は、営業余剰に含める。

なお、雇用者所得は、賃金・俸給、社会保険料（雇用主負担）、その他の給与及び手当により構成される。

【推計方法】

列産業別県内生産額に国係数を乗じて1次試算値を求める。

製造業以外は、県民経済計算数値を総額として、1次試算値で按分推計する。製造業は、県民経済計算数値を総額として、「経済センサス - 活動調査組替集計」の給与額で按分推計する。

営業余剰

【定義と範囲】

粗付加価値から、家計外消費支出、雇用者所得、資本減耗引当、純間接税（間接税 - 補助金）を控除したものを範囲とし、計数調整の役割も担う。個人業主や無給の家族従業者などの所得は、雇用者所得ではなく、営業余剰に含まれる。

なお、非市場生産者（一般政府）及び非市場生産者（対家計民間非営利団体）の生産額は、

生産コスト（経費総額）に等しいと定義されているため、営業余剰は発生しない。営業余剰は市場生産者にのみ発生する。

【推計方法】

列産業別県内生産額に国係数を乗じて1次試算値を求める。

県民経済計算数値を総額として、1次試算値で按分推計する。

また、最終的にここで数値の調整を行う。

資本減耗引当

【定義と範囲】

固定資本の価値は生産過程において消費されていくが、この価値の減耗分を補填していくために引き当てられた費用で、減価償却費と資本偶発損を範囲とする。減価償却費は、固定資本の通常の磨耗と損傷に対するものであり、資本偶発損は、火災、風水害、事故等による不慮の損失に対するものである。

【推計方法】

列産業別県内生産額に国係数を乗じて1次試算値を求める。

製造業以外は県民経済計算数値を総額として、1次試算値で按分推計する。製造業は、県民経済計算数値を総額として、「経済センサス - 活動調査組替集計」で按分推計する。

資本減耗引当（社会資本等減耗分）

【定義と範囲】

一般政府の保有する固定資産（社会資本）について、その価値の減耗分を補填するために引き当てられた費用であり、「資本減耗引当」と同様に減価償却費と資本偶発損を範囲とする。

【推計方法】

列産業別県内生産額に国係数を乗じて1次試算値を求める。

県民経済計算数値を総額として、1次試算値で按分推計する。

間接税（関税・輸入品商品税を除く。）

【定義と範囲】

間接税は、財・サービスの生産、販売、購入または使用に関して課せられる租税及び税外負担で、税法上損金算入が認められていて、所得とはならず、しかもその負担が最終購入者へ転嫁されることが予定されているものである。また、財政収入を目的とするもので政府の事業所得に分類されない税外収入も間接税に含まれる。ただし、「関税」と「輸入品商品税」は粗付加価値部門の間接税に含めず、最終需要の控除項目として、移輸入に含めて計上する。

国税では、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、自動車重量税等が、地方税では地方たばこ税、固定資産税等が税外負担では、印紙収入等が間接税に相当する。

【推計方法】

列産業別県内生産額に国係数を乗じて1次試算値を求める。

製造業以外は県民経済計算数値を総額として先ほど求めた1次試算値で按分推計し、製造業は県民経済計算数値を総額として、「経済センサス - 活動調査組替集計」で按分推計する。

（控除）経常補助金

【定義と範囲】

経常補助金は、一般的に、非市場生産者（一般政府）から市場生産者に対して交付され、市場生産者の経常費用を賄うために交付されるものであり、財・サービスの市場価格を低下させると考えられるものであること、という3つの条件を満たす経常交付金である。市場生産者に対する支払であっても、投資を支援するための支払や運転資産の損失補填のための支払については補助金には含まれない。

**【推計方法】**

列産業別県内生産額に国係数を乗じて1次試算値を求める。  
県民経済計算数値を総額として、1次試算値で按分推計する。

(4) 最終需要部門の推計


基本分類(445行)で推計する。

家計外消費支出(列)

**【定義と範囲】**

いわゆる「企業消費」に該当し、交際費や接待費など企業その他の機関が支払う家計消費支出に類似する支出であり、宿泊・日当、交際費及び福利厚生費を範囲とする。最終需要部門では全産業での消費額が財別に計上される。

**【推計方法】**

粗付加価値部門の家計外消費支出(行)の合計値をそのまま最終需要部門の家計外消費支出(列)の合計とし、これを全国表の計数を用いて部門ごとに按分推計する。

家計消費支出

**【定義と範囲】**

家計の財・サービスに対する消費支出額から、同種の販売額(中古品と屑)を控除し、県外から受け取った現物贈与の純額を加算し、さらに県内居住者の県外消費を加算したものである。ここでいう消費支出は、土地、建物・構築物以外のものに対する全ての支出を指し、使用せずに残ったものを含めた財の購入額の全てを消費支出として計上する。

産業連関表においては、この部門を「県民概念」で表章した上で、県内居住者家計の県外市場における消費を列部門「(控除)移輸入(直接購入)」に、県外居住者家計の県内市場における消費を列部門「移輸出(直接購入)」に計上している。このことにより、産業連関表全体としての「県内概念」への転換が可能となる。

**【推計方法】**

県民経済計算の家計消費支出を総額とし、これを全国表の計数を用いて部門ごとに配分し、「全国消費実態調査」、「家計調査年報」、「消費者物価指数推移」等により修正を加える。

対家計民間非営利団体消費支出

**【定義と範囲】**

対家計民間非営利団体が経済的に意味のない価格で提供する財・サービスに関する支出のうち、対家計民間非営利団体自身が負担した費用である。すなわち、供給されるサービスの生産額(生産活動に要するコストで評価)から、経済的に意味のない価格でのサービスの販売額を差し引いたもの。

**【推計方法】**

県内生産額に国計数比率を乗じて推計する。

一般政府消費支出

**【定義と範囲】**

一般政府が経済的に意味のない価格で提供する財・サービスに関する支出のうち、一般政府

自身が負担した費用である。すなわち、供給されるサービスの生産額（生産活動に要するコストで評価）から、経済的に意味のない価格でのサービスの販売額を差し引いたもの。

【推計方法】

県民経済計算数値に全国表の産出パターンを乗じて推計する。

一般政府消費支出（社会資本等減耗分）

【定義と範囲】

一般政府が経済的に意味のない価格で提供する財・サービスに係る固定資本減耗分を範囲とする。

【推計方法】

県民経済計算値を基に、全国表の産出パターンを用いて推計し、修正を加える。

県内総固定資本形成

【定義と範囲】

非市場生産者（一般政府）、非市場生産者（対家計民間非営利団体）及び市場生産者並びに家計による、県内における建設物、機械、装置、防衛装備品等の固定資産の取得からなり、資産の取得に要した資産の本体費用、据付工事費、運賃マージン、中古資産の取引マージン等の直接費用が含まれる。なお、特許権、のれん代等非生産資産は含まない。

土地は、非生産資産であるため、固定資本形成には含まないが、土地の購入価格を除いた造成・改良費は計上される。

通常の資産の維持・修理等は資本形成とはしないが、資産の耐用年数を延長する場合と、偶発損に対する大補修、大改造は、原則として資本形成として計上する。

生産が長期にわたる資産（長期生産物）は、使用者が所有権を得たとみなされる時点まで在庫に計上される。

自己勘定（自家用に用いる資本の生産）については、使用者が所有権を得ているため、仕掛品であっても進捗量を資本形成として計上する。ただし、建設の仕掛品の場合は、所有権の移転がなくても工事進捗量を資本形成に計上する。

家畜のうち、資本用役を提供するものについては、成畜でなくとも成長増加分を資本形成に計上する。ただし、育成を専門に行っている生産者が所有する販売前の家畜の成長増加分は在庫に計上する。果樹、桑、茶木等資本用役を提供する植物は自己勘定は成長増加分を資本形成に計上する。

【推計方法】

公的と民間に分けて推計する。

ア 公的

（ア）建設………県内生産額に建設公共部門と民間土木部門の比率を乗じて推計

（イ）それ以外………県内生産額×国同項目値/国生産額

イ 民間

（ア）農業………成長増加分を計上

（イ）建設………県内生産額に建設公共部門と民間土木部門の比率を乗じて推計

（ウ）それ以外………県民経済計算数値から上記農業及び建設を減じ、残値に全国表の産出パターンを乗じて推計

在庫純増

【定義と範囲】

製品在庫、半製品・仕掛品在庫、流通在庫、原材料在庫のそれぞれの物量的増減を年間平均市中価格で評価したものである。

【推計方法】

全国値を県内需要の対全国比で按分推計する。

## 移輸出

### 【定義と範囲】

県内で生産された財・サービスの国外に対する輸出及び他都道府県に対する移出からなる。ただし、流通過程の単なる通過は計上しない。

### 【推計方法】

「島根県製造品流通実態調査」、「島根県海外展開概況調査」、「経済センサス - 活動調査組替集計」、関係機関資料等により推計する。

(控除) 移輸入

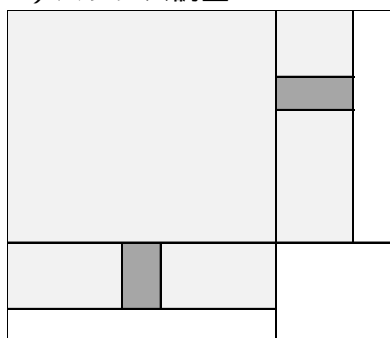
### 【定義と範囲】

財・サービスの国外からの輸入及び他都道府県からの移入からなり、関税及び輸入品商品税を含む。ただし、流通過程の単なる通過は計上しない。

### 【推計方法】

「島根県製造品流通実態調査」、「島根県海外展開概況調査」、「経済センサス - 活動調査組替集計」、関係機関資料等により推計する。

## (5) バランス調整



統合小分類(188部門)で行う。

内生部門及び外生部門の1次試算値を求めた後、行方向及び列方向の両面にわたって計数調整を行い、行方向の和と列方向の和とが一致するように調整作業を行う。その際、行方向は主に移輸入を、列方向は主に営業余剰を調整項目とする。

## 5 県民経済計算との関係

地域産業連関表と県民経済計算は、双方とも都道府県という行政区域を単位として一定期間における経済活動の成果を計測しようとするものである。

県民経済計算は、県内概念あるいは県民概念の経済循環と構造を生産・分配・支出の各方面からマクロ的に把握することにより、県経済の実態を体系的に明らかにするものである。

これに対し、産業連関表は、県民経済計算では考慮していない商品別中間生産物の取引を詳細に捉えることに視点を置いている。また、産業間の生産技術的な連結を明示的に捉えるため、各部門間の取引は経常的な財・サービスの取引に限られ、所得の受払いや金融収支に関する取引は除かれている。

このように、両者はその対象を同じくしているが、統計としての基本的な性格に違いがある。もともと県民経済計算の計数と産業連関表の外生部門(粗付加価値及び最終需要)の計数とは、同じ県経済の循環を捉えたものであり、本来一致すべきものであるが、産業連関表と県民経済計算はそれぞれ独自の概念規定があり、そのままの形では完全には一致しない。大まかな対応関係は次のとおりである。

( 1 ) 産業連関表と県民経済計算の関係

産業連関表	調整項目	県民経済計算
最終需要部門計 = $\left[ \begin{array}{l} \text{家計外消費支出} \\ + \text{民間消費支出} \\ + \text{一般政府消費支出} \\ + \text{県内総固定資本形成} \\ + \text{在庫純増} \\ + \text{移輸出} \\ - \text{移輸入} \end{array} \right]$	- 家計外消費支出	県内総生産 (支出側)
粗付加価値部門計 = $\left[ \begin{array}{l} \text{家計外消費支出} \\ + \text{雇用者所得} \\ + \text{営業余剰} \\ + \text{資本減耗引当} \\ + \text{間接税} \\ - \text{経常補助金} \end{array} \right]$	- 家計外消費支出	県内総生産 (生産側)
県内生産額計 = $\left[ \begin{array}{l} \text{中間投入計} \\ + \text{粗付加価値計} \end{array} \right]$ = $\left[ \begin{array}{l} \text{中間需要計} \\ + \text{最終需要計} \\ - \text{移輸入} \end{array} \right]$	...	生産者価格 表示の産出額

( 2 ) 主な相違点

	産業連関表	県民経済計算
対象期間	暦年	会計年度
部門分類	アクティビティベース	事業所ベース
対象地域	属地主義(県内概念)	属地主義(県内概念)【生産、支出】 属人主義(県民概念)【分配】
仮説部門及び自家部門	設定している。	設定していない。他の部門に割り振っている。
屑・副産物の取扱い	屑・副産物の発生を原則としてマイナス投入方式で処理しており、商品別の生産額に影響が生じない。	生産過程で生じた屑・副産物を当該商品の生産額に含めている。
家計外消費支出の取扱い	粗付加価値及び最終需要にそれぞれ計上している。	各産業の生産活動に直接必要とする経費として内生部門で取り扱っている。
消費税	全ての課税対象について税込みの価格で表示している(グロス表示)。	消費税制度が設備投資、在庫投資について前段階課税分の控除を認めているため、投資にかかる消費税額を投資額より一括控除している(修正グロス方式)。